

工 種	森林整備B			工 事 番 号				設 計 年 月 日	令和 8 年 9 月 7 日			
工 事 箇 所												
路線・河川名												
令和 8 年度												
富谷市森林育成事業(市有林林相転換)業務												
富谷市												
工 期				着 工 期 日								
				竣 工 期 限								
請 負 金 額	円 円			請 負 人								

< 概 要 >	
林相転換業務	
植栽準備工	
伐倒	N= 203 本
集材	V= 119 m3
地拵え	A=0.23 ha
造材・積込み	V= 119 m3
植栽導入工	
苗運搬	N= 460 本
植栽	N= 460 本

本 工 事 内 訳 表					
23:森林整備B					
費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
植栽準備工	式	1			H00000000001//A02
伐倒 平均胸高直径16cm以上22cm未満	本	46			第1号単価表,B00000000006//A03
伐倒 平均胸高直径22cm以上28cmを未満	本	22			第2号単価表,B00000000006//A02
伐倒 平均胸高直径28cmを超える	本	135			第3号単価表,B00000000006//A01
集材(クラッフル)	m3	119			第4号単価表,B00000000001//A10
地拵え(草刈り機)	ha	0.23			第6号単価表,B00000000007//A01
造材(プロセッサ)	m3	119			第7号単価表,B00000000001//A12
積込 400m以上600m未満、平均胸高直径28cm以上	m3	119			第9号単価表,B00000000003//A05
植栽導入工	式	1			H00000000001//A04
苗運搬 60cm以上	本	460			第11号単価表,B00000000003//A06

本 工 事 内 訳 表					
23:森林整備B					
費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
植栽	本	460			第13号単価表,B00000000005//A01
合 計					

本 工 事 内 訳 表					
23:森林整備B					
費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接工事費	式	1			
うち材料費	式	1			
うち労務費	式	1			
共通仮設費	式	1			
処分費等対象額	式	1			
対象額	式	1			
率計算分	式	1			
純工事費	式	1			
現場管理費	式	1			
うち法定福利費の事業主負担額	式	1			

本 工 事 内 訳 表					
23:森林整備B					
費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
うち建退共制度の掛金	式	1			
対象額	式	1			
率計算分	式	1			
工事原価	式	1			
うち安全衛生経費	式	1			
一般管理費等	式	1			
対象額	式	1			
一般管理費	式	1			
工事価格	式	1			
消費税等相当額	式	1			

本 工 事 内 訳 表					
費目・工種・細別等		単 位	数 量	単 価	金 額
本工事費		式	1		

23:森林整備B

摘 要

第1号 B00000000006 A03 伐倒 100本当たり単価表 平均胸高直径16cm以上22cm未満						
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
特殊作業員	人	0.42			1	労務設計単価表 P-2
普通作業員	人	0.42			1	労務設計単価表 P-2
諸雑費	%	6				
合 計	本	100				
単位当り	本	1				

第2号 B00000000006 A02 伐倒 100本当たり単価表 平均胸高直径22cm以上28cmを未満						
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
特殊作業員	人	0.52			1	労務設計単価表 P-2
普通作業員	人	0.52			1	労務設計単価表 P-2
諸雑費	%	6				
合 計	本	100				
単位当り	本	1				

第3号 B00000000006 A01 伐倒 100本当たり単価表 平均胸高直径28cmを超える						
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
特殊作業員	人	0.63			1	労務設計単価表 P-2
普通作業員	人	0.63			1	労務設計単価表 P-2
諸雑費	%	6				
合 計	本	100				
単位当り	本	1				

第4号 B000000000001 A10 集材(グラップル) 10m3当たり単価表						
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
グラップル運転	h	0.6				第5号単価表,B000000000002//A05
合 計	m3	10				
単位当り	m3	1				

第5号 B000000000002 A05 グラップル運転 1h当たり単価表						
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
運転手(特殊)	人	0.125				労務設計単価表 P-2
バックホウ(クローラ型)損料 標準型・排出ガス対策型(2014年規制) 山積0.45m3(平積0.35m3)	時間	1				損料2-1-11
バックホウ用アタッチメント損料 グラップル	時間	1				J000000000002//A05
軽油 ハトロール給油 1.2号	L	12.5				県統一資材 P-52
合 計	h	1				

第6号 B00000000007 A01 地拵え(草刈り機) 1ha当たり単価表						
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
特殊作業員	人	2.68			1	労務設計単価表 P-2
普通作業員	人	2.68			1	労務設計単価表 P-2
諸雑費	%	2				
合 計	ha	1				

第7号 B000000000001 A12 造材(プロセッサ) 10m3当たり単価表						
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
プロセッサ運転	h	0.8				第8号単価表,B000000000002//A07
合 計	m3	10				
単位当り	m3	1				

第8号 B000000000002 A07 プロセッサ運転 1h当たり単価表						
名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	雑	摘要
運転手(特殊)	人	0.125				労務設計単価表 P-2
バックホウ(クローラ型)損料 標準型・排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.45m3(平積0.35m3)	時間	1				損料2-1-9
バックホウ用アタッチメント損料 プロセッサ	時間	1				J000000000002//A07
軽油 ハトロール給油 1.2号	L	11				県統一資材 P-52
合 計	h	1				

第9号 B00000000003 A05 積込 10m3当たり単価表 400m以上600m未満、平均胸高直径28cm以上						
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
不整地運搬車運転(フォワーダ)	日	0.1				第10号単価表,B00000000004//A02
合 計	m3	10				
単位当り	m3	1				

第10号 B00000000004 A02 不整地運搬車運転(フォワード) 1日当たり単価表						
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
運転手(特殊)	人	1				労務設計単価表 P-2
軽油 ハトロール給油 1.2号	L	84				県統一資材 P-52
不整地運搬車(賃料) クローラ型油圧ダンプ 積載質量4.0t積	日	1.75				
合 計	日	1				

第11号 B00000000003 A06 苗運搬 1,000本当たり単価表 60cm以上						
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
不整地運搬車運転(フォワーダ)	日	0.02				第12号単価表,B00000000004//A03
普通作業員	人	0.016				労務設計単価表 P-2
合 計	本	1,000				
単位当り	本	1				

第12号 B00000000004 A03 不整地運搬車運転(フォワード) 1日当たり単価表						
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
運転手(特殊)	人	1				労務設計単価表 P-2
軽油 ハトロール給油 1.2号	L	84				県統一資材 P-52
不整地運搬車(賃料) クローラ型油圧ダンプ 積載質量4.0t積	日	1.75				
合 計	日	1				

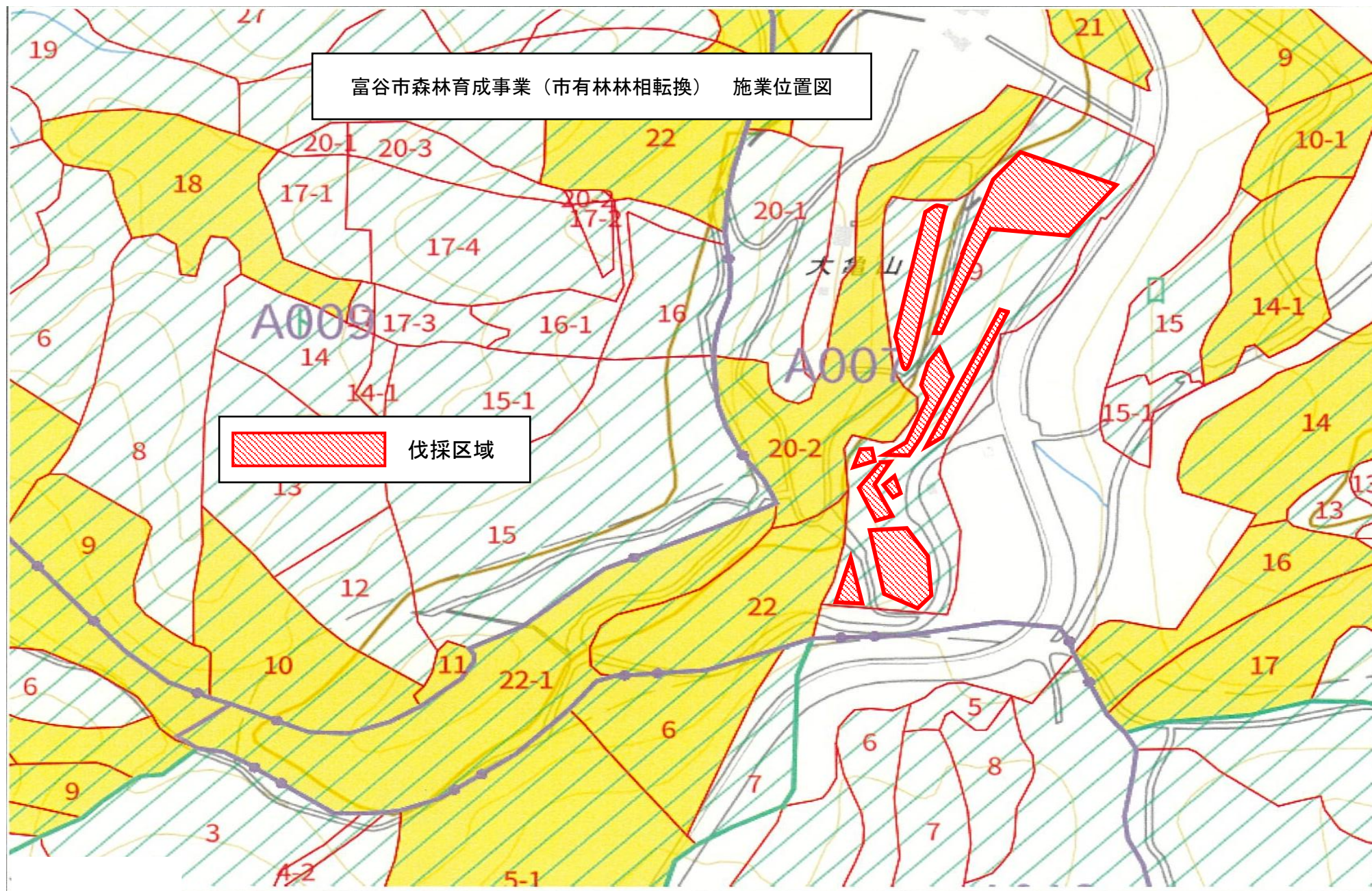
第13号 B00000000005 A01 植栽 100本当たり単価表						
名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
特殊作業員	人	0.048				労務設計単価表 P-2
普通作業員	人	0.116				労務設計単価表 P-2
苗	本	100				P00000000001//A01
合 計	本	100				
単位当り	本	1				

積 算 情 報 表

項 目	内 容	項 目	内 容
積算区分	実施	林 道 種 類	土木工事積算基準補正
変更回数	当初	林 道 区 分	率計上する
積算基準パターン	50:令和7年度(消費税10%(令和8年4月15日以降))	幅 員	0
設計書番号	0800001040-0	本体・附帯・応急	弾性波探査以外
当初・変更区分	0	設 計 者(職名)	
施行主体名	富谷市	設 計 者(氏名)	
工事名・災害名	富谷市森林育成事業(市有林林相転換)業務	審 査 者(職名)	
事 業 名		審 査 者(氏名)	
(路線・河川名)		前払金支出割合区分	前払金の保証がない工事
設 計 年 度	令和08年度	共通仮設費補正率	0% : 補正しない
設 計 年 月 日	令和08年09月07日	現場環境改善費	計上しない
単 価 適用日付	令和08年09月01日(95)	現場環境改善費地域	
単 価 適用地区	01 地区	現場管理費補正率	0% : 補正しない
端数調整適用有無	無し	現場管理費率の補正(施工時期)	0%
適 用 率(番号)	23 森林整備B	週休2日の補正	0:補正しない
位 置(郡・市)	富谷市	(週休2日)交替制工事	なし
(町・村)		一般管理費補正率	0%
(大 字)		履行保証費区分	計算区分3
路 線 名		履行保証費率	0% : 補正しない
工区名・箇所名		工種名	森林整備B

富谷市森林育成事業（市有林林相轉換） 施業位置図

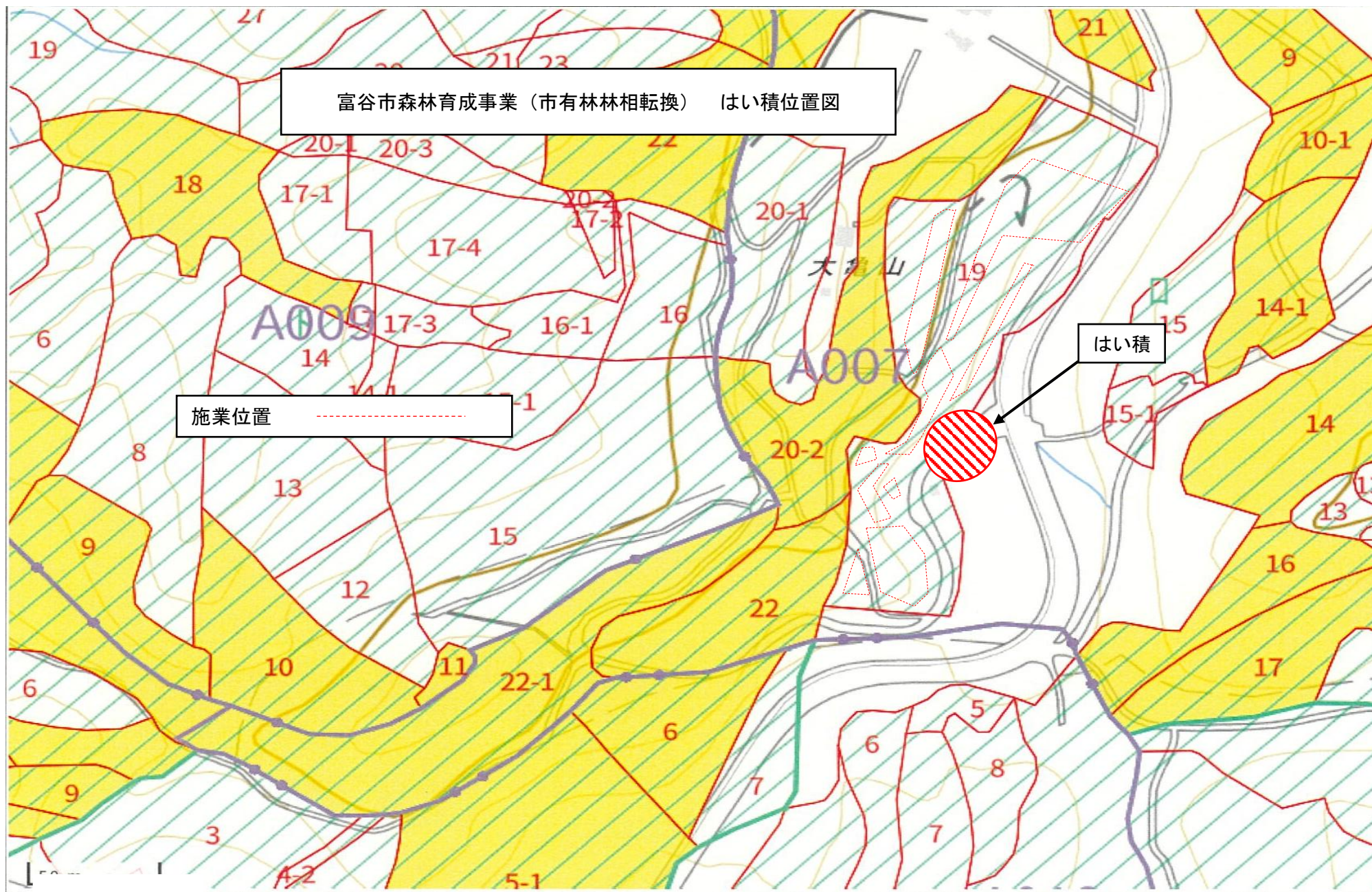
伐採区域



富谷市森林育成事業（市有林林相転換） はい積位置図

施業位置

はい積



富谷市有林施業委託標準仕様

農林振興課

第1 (適用範囲)

本仕様書は、富谷市経済産業部農林振興課の施行する富谷市有林施業委託に適用する。

- 2 この仕様書のうち、本業務委託に関係ない事項があってもこれを削除しない。

第2 (契約を締結した場合の提出書類)

契約を締結した場合には、業務着手前に、着手届、業務担当者届、業務履行計画表、業務履行計画書（施工計画書）を発注者に提出しなければならない。

第3 (業務完了した場合の提出書類)

業務を完了した場合には、業務完了届、着手前、完了後及び作業中の写真、業務日誌、出来高数量表、求積図等の履行を確認できる書類を発注者に提出しなければならない。

- 2 提出する写真や図面等は、「森林育成事業実施要領（宮城県策定）」の管理基準に定めるものを標準とする。

第4 (業務遂行上の遵守事項)

本業務は、富谷市契約規則、契約書（または請書）、設計書、本仕様書に基づいて行うものとし、詳細事項及び内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。

- 2 本業務を遂行するにあたって、業務の進捗状況は発注者へ適宜報告するものとし、特に緊急時に備えて常に現場との連絡が取れるよう体制を整えておくこと。
- 3 本業務を遂行するにあたっては、機械作業を伴うものが多く、傾斜地での作業となるため、安全管理には十分留意すること。特に、伐採を伴う作業については、周囲の状況を把握するために、安全確認者を配備すること。
- 4 本業務の遂行にあたっては、林地の保護管理、特に火災の予防に万全の措置を講ずること。

第5 (業務委託締結時（当初契約）の履行期限)

本業務委託契約の履行期限（当初契約）は、令和 8年11月30日とする。

第6 (主伐（皆伐）)

- 1 伐倒にあたっては、残存木に損傷を与えないように、伐倒方向等に留意すること。
- 2 伐採に当たっては、なるべく低い位置より伐倒し、掛り木のまま放置しないこと。
- 3 地形が急峻で、雪崩のおそれのある箇所は、監督職員の指示を受け、適宜伐根を高く仕上げて雪崩防止の処置をとること。
- 4 土砂の崩落や岩石の落下等の恐れがある箇所の立木については、監督職員に報告し、指示を受けること。
- 5 伐倒木は、梢端部まで丁寧に枝を払い、市場性を考慮して径級・材長に採材すること。
また、残存枝条は谷沿に集積しない等、林内環境に配慮すること。
- 6 搬出日毎に、本数・径級・材長を日計表に記録・写真撮影をする。搬出完了後は、速やかに搬出完了届を提出すること。
- 7 高性能林業機械を利用する場合は、林内の移動を必要最小限にし、林地の保全に努めること。
- 8 伐採木の枝条等は、地拵作業の省力化及び植栽作業の効率性を考慮し、整理集積すること。なお、蔓茎類についても切り払うこと。
- 9 実施事業区域については、着手前に監督職員の立会を求め、事業区域の確認を行い、区

域界に測点（杭等）及び目印を設置すること。

- 10 事業区域界は、ポケットコンパス等により測量を実施し図化する。その成果品（野帳、作成図面）は監督職員に事業完成までに提出して承認を得ること。

第7 （地拵）

- 1 植栽予定地の全面を対象に、地表植生の地際から短く刈払い、植栽等に影響のないよう伐倒しなければならない。
- 2 あらかじめ保残するものとして表示した又は作業に先立ち監督職員が指示した立木・幼齢木は除くものとする。
- 3 刈払い、伐倒した立木、雑草等は、枝払い、細分化し、植栽の支障とならないように筋状に集積すること。
 - ① 集積はほぼ等高線沿いとする。
 - ② 集積高は斜面下方で1.5mを限度に、集積幅は2m以内を基本に地況、積雪量等を考慮し決定する。
 - ③ 集積帯の下段には、杭を打つか、立木の刈足を高くして集積物の転落を防止する措置を行うこと。
 - ④ 集積する間隔は、2～4本植栽できるようにすること。
 - ⑤ 植栽予定地に、崩壊地（崩壊の恐れがある箇所を含む）、岩石地、湿地等の更新困難地が含まれる場合の刈払い、伐倒については、監督職員の指示を受けること。
- 4 地拵えのための火入れは禁止する。

第8 （植栽）

1 苗木

- ① 苗木の荷受に当たっては、納品書及び生産事業者表示票に基づいて樹種・規格及び本数を点検して受領すること。
- ② 受領した苗木は、直ちに仮植地に運搬し、搬入ごとに本数の5%以上を抽出し、品質、規格、罹病の有無を検収すること。
- ③ 規格外または不良苗木の場合には、納入業者に申し入れすると同時に発注者に報告すること。
- ④ 苗木は、受託者による検収及び品質の確認のほか、発注者による材料検査を受け、合格したものを使用すること。
- ⑤ 段ボール又はシート等の梱包材により梱包された苗木は、検収後、直ちに仮植すること。

2 仮植

- ① 仮植地は、植栽予定地に近くで風当たりの少ない日陰の適潤地を選定すること。
- ② 植地は予め耕しておき、苗木の根が曲がらないように1本ずつ並べること。
- ③ 最下枝がやや埋まる程度に土をかけ、十分踏みつけること。
- ④ 乾燥しやすい場合は、蒸れないように日除けを行い、適宜かん水するなど苗木が衰弱することのないように管理すること。
- ⑤ コンテナ苗は、段ボール又はシート等の梱包材により梱包されている場合、長時間高温環境下や直射日光にさらすことのないよう、また、密封による酸素欠乏がないよう、適度の通気のある半日陰で風よけをほどこすこと。

3 植栽

- ① 植栽は適期に行うこと。乾燥が続き又は乾風の強い日など、植栽後の活着が危ぶまれる時は作業を中止すること。
- ② 植栽本数は樹種に関わらずヘクタール当たり2,000本を標準とする。
- ③ 仮植地より持ち出した苗木は、根部を直射日光や風等に当てないように日陰を選び、むしろ等を掛けて乾燥を防止すること。
- ④ 苗木は一度に多くの苗木を携行することなく、50本以下程度とし苗木袋を用い、

1本ずつ取り出して植栽すること。

- ⑤ 植栽位置を中心に概ね 30～40 cm四方の落葉落枝を取り除き、鋤を打ち込んで土を軟らかくし、植穴をほぼ中央に径・深さとも20～30cm程度掘り起こし、根系を上げ根の間に土が十分密着するように苗木を揺り動かしながら、掘り起こした土をかけ、手で軽く引いて抜けない程度に踏み固めること。

- ⑥ 最後に落葉落を根元に被せ乾燥を防ぐこと。

4 コンテナ苗の植栽

- ① コンテナ苗は植栽する時期を選ばないという利点はあるものの、梅雨明け等の極端に乾燥する時期は避けて植栽すること。
- ② 植栽に鋤を用いる場合は、根系が培地と一体化していることから、一鋤植えて行う。ただし、植穴に地被物や腐植層など有機物が混入しないように注意すること。
- ③ 専用の植栽器具を使用する場合は、植栽器具を地面に突き刺して植穴を作り、苗木を植えること。
- ④ 植栽する深さは、基本的に根鉢上面と地表が一致する深さとする。過湿地等では根鉢7 が少々地上に突き出るように、乾燥が懸念される場合には、植付け後の根鉢上面に軽く土をかけること。
- ⑤ 根鉢上面が地表より低くなる深植えは、避けること。

第9 (作業路)

1 車両等

9～13 t クラス (バケット容量 0.45 m³クラス) 以下の林業機械の走行を見込むものとする。

2 幅員

幅員は 3.0mを標準とし、作業の安全性、作業性の確保から当該作業を行う区間に限って、必要最小限の余裕幅を付加することができることとする。

- 3 縦断勾配 縦断勾配は、集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に走行できることを基本とし、概ね 10°(18%)以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね 14°(25%)程度とすることができる。

- 4 横断勾配 原則として、水平とする。

- 5 路線計画は、次の点を反映した路線計画とする。なお、計画線形は、事業着手後 30 日以内に、現地に樹木テープ (杭) 等で法線を明示し、森林計画図 (1/5,000) に図示した上で、監督職員の承認をとること。

6 路線選定

- ① 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定する。なお、やむを得ず破碎帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画する。
- ② 線形は、地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。
- ③ 造材、積み込みなどの作業、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。
- ④ 丸太組工、石積工等の簡易な構造物以外の構造物が必要な箇所は迂回する。

7 排水計画

- ① 縦断勾配を緩やかな波状にし、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢等として、路面に集まる水を安全、適切に処理する。
- ② 排水はカーブ上部の入口付近で行い、曲線部への雨水の流入は極力避けるものとする。

8 法令等の遵守

森林作業道の作設に当たって、森林法、河川法等の関係法令に係る手続が必要な場合は、適切に行うものとする。

9 規格構造等

開設に当たっては、路体は堅固な土構造によることを基本とし、路体の締固めを適切に行い、構造物は地形・地質、土質等の条件からやむを得ない場合に限り設置するものとする。なお、原則として片切片盛とし、切土量・盛土量の均衡に努め、土運搬を最小限にとどめるとともに、捨土を発生させないようにする。

1 0 切土

切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m程度とし、高い切土が連続しないよう注意する。局所的に切土高が高くなる場合には、切土のり面勾配は土砂の場合は 5 分、岩石の場合は 3 分を標準とする。なお、直切りする場合は、土質、近傍の現場の状況などをもとに判断する。

1 1 盛土

① 盛土は、堅固な路体をつくるため、地山に段切りを行った上で、十分に締固めを行い、路体の強度を得る。なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分しないで、路体全体を締固め、路体全体としての強度を得る。

② 盛土のり面勾配は、盛土高 2 m 以下は 1 割を標準とし、2 m を超える場合は 1 割 2 分を標準とする。ただし、土質等により標準勾配による開設が困難な場合は、緩和することができる。③ 根株やはぎ取り表土を盛土のり面保護に利用する場合には、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性などを吟味して行うものとする。

1 2 曲線部

作業用機械が安全に走行できるように、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮して曲線部の拡幅を確保する。

1 3 簡易構造物等

森林作業道の通行上の安全確保の観点や路体の保全に必要な箇所については、丸太構造物やふとんかご等の簡易構造物を設置する。

1 4 排水施設

① 排水施設は、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり等を考慮して、適切な間隔で設置する。

② 丸太を利用した横断排水施設を設置する場合は、走行車両の重量や足回りを考慮して計画する。

③ 横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを必要に応じて設置する。

④ 小渓流を横断する場合の排水施設は、基本的に転石や丸太などを活用した洗越工を設置する。

1 5 支障木伐採

① 立木の伐採は、施業地の地形・地質、土質等を考慮し、幅員に応じた必要最小限の幅とする。

② 路線沿いの立木は、路肩部分の保護、車両の転落防止のため積極的に残す。

1 6 その他

事業後の林地保全のため、事業終了時に洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に設置する。当該事業の実施に当たり、以下のとおり、労働安全衛生法等に基づき必要な資格等を有する者を配置すること。

1 7 路線測量

設置を完了した路線については、変化点毎に測点（杭）を設置し、ポケットコンパス等により測量を実施し図化する。その成果品（野帳、作成図面）は監督職員に提出して承認を得ること。

富谷市森林育成事業（市有林林相転換）の安全管理に関する特記仕様書

1 総則

受注者は、伐採業務の実施に当たり、労働安全衛生関係法令その他関係法令を遵守するとともに、作業員の安全確保及び第三者への危害防止を最優先として、安全管理を徹底しなければならない。

また、現場の地形、地質、立木の状況、気象条件、周辺環境及び作業内容等を十分に把握し、適切な安全対策を講じた上で作業を実施するものとする。

2 適用範囲

本仕様書は、「富谷市有林施業委託標準仕様」以外の施業に関する安全管理について、「富谷市森林育成事業（市有林林相転換）業務（以下「業務」という）に適用するものとする。

3 適用法令等

業務の実施に当たっては、次に掲げる関係法令、指針等を遵守するとともに、必要となる許認可、届出その他の手続を、遅延なく、かつ遺漏なく行うこと。

- ① 労働安全衛生法
- ② 労働安全衛生法施行令
- ③ 労働安全衛生規則
- ④ 伐木等作業に関する安全衛生関係法令
- ⑤ 林業・木材製造業労働災害防止規程
- ⑥ チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン
- ⑦ その他、作業に関係する法令、規則、指針及び発注者の定める基準

なお、法令等の改正があった場合は、改正後の規定を適用するものとする。

4 立入禁止区域及び安全確保

伐採作業を行う区域には、必要な範囲の立入禁止区域を設定するので、遊歩道、その他第三者が立ち入る可能性のある場所に近接して作業する場合は、第三者の安全を確保すること。

作業区域からの木材運搬車や関係車両の出入りについては、誘導すること。

必要に応じて道路等の通行規制を行う場合は、関係機関との協議及び必要な手続きを行うものとする。

5 施業看板の表示

表示版については、次の規格、内容とし、第三者から見やすい箇所に設置すること。

- (1) 標示板の規格は、幅450mmから900mm、縦900mmから1,800mmとし、明瞭な表示で視認性を確保すること

6 伐木作業

伐木作業は、対象木の状態及び周辺状況を十分確認した上で、安全な伐倒方向及び退避方法を決定して行うものとする。

伐倒方向及び退避場所については、伐倒木、枝、周辺立木等による危険を考慮して設定するものとする。

伐倒作業を行う際は、作業員以外の者を危険区域内に立ち入らせてはならない。

また、伐倒木が予想外の方法へ倒れる可能性を考慮し、作業員は常に安全な退避経路を確保した上で作業するものとする。

7 緊急時の対応

受注者は、事故、負傷者の発生、火災、土砂災害その他の緊急事態に備え、緊急連絡体制及び避難・救護体制をあらかじめ整備するものとする。

現場には、携帯電話等の通信手段等、その他必要な資機材を備えるものとする。

事故等が発生した場合は、人命救助及び二次災害防止を最優先とし、速やかに関係機関及び発注者へ連絡するものとする。

8 作業区域の整理整頓

作業区域は常に整理整頓し、伐倒木、枝条、ワイヤロープ、燃料その他の資材等が作業員の通行及び退避の障害とならないよう適切に管理するものとする。

作業終了時には、使用機械及び資材等の安全を確認するものとする。

9 安全点検

受注者は、作業開始前、作業中及び必要に応じて作業終了時に安全点検を実施するものとする。

10 その他

本特記仕様書に定めのない事項についても、受注者は安全確保を最優先として適切な措置を講じるものとする。

また、発注者から安全管理上必要な指示を受けた場合は、速やかに対応するものとする。

作業中に危険な状況を確認した場合は、作業員の判断により作業を一時中止することを妨げないものとし、安全を確認した後に作業を再開するものとする。

令和 8 年度森林育成事業(市有林林相転換)業務 伐採木売払契約特記仕様書

1. 適用範囲 本仕様書は、令和 8 年度森林育成事業(市有林林相転換)業務の市有林から生産される伐採木の売買契約に適用する。

2. 販売物件・契約単価

(1) 販売物 主伐木

単価番号	樹 種	材長(m)×径級(cm)	単位	見込数量	単価(円)
1	スギ	製材用 4.00×22 以上～28 未満	m3	3.200	5,710
2	スギ	製材用 4.00×28 以上～34 未満	m3	4.200	5,710
3	スギ	製材用 4.00×34 以上～40 未満	m3	29.300	5,567
4	スギ	製材用 4.00×40 以上～46 未満	m3	20.500	6,356
5	スギ	製材用 4.00×46 以上～50 未満	m3	12.500	7,216
6	スギ	合板材 4.00×28 以上～34 未満	m3	9.900	6,682
		2.00×28 以上～34 未満			5,443
7	スギ	合板材 4.00×40 以上～46 未満	m3	8.800	6,992
		2.00×40 以上～46 未満			5,296
8	スギ	チップ 2.00 細物～	m3	30.600	1,770
合計			m3	119.000	

※ 主伐材は、「令和 8 年度森林育成事業(市有林林相転換)業務」(履行期間：契約締結日の翌日から令和 8 年 11 月 30 日まで)により発生するものであり、実際の現場の状況により、販売物の内訳及び数量は変化する。

※ 販売物の内訳及び数量は、見込みであり、事前に立木調査結果を基に算出している。

(2) 物件の所在 (別紙位置図参照)

富谷市大亀和合田 地内 (富谷市有林)

3. 契約方法等

(1) 契約方法は、単価契約とする。

(2) 単価契約の内訳区分は、上記 2 (1) の表の種別のおりとする。

(3) 見積金額は、上記 2 (1) の表の見込数量により算出した全体額とする。

(4) 契約数量については、発注者と受注者の立会のもと上記の規格毎に検測し確定する。

4. 物件の引き渡し

- (1) 物件の引き渡し後は数量、品質等に異議を申し立てないこと。
- (2) 物件の搬出期限は、令和8年11月30日(月)とし、最後の引き渡しは搬出期限までに行うものとするが、必要に応じて、発注者と受注者の協議により変更する。
- (3) 搬出作業等にあたっては、注意標識等を設置し搬出作業者の最徐行を励行させるなど、事故等の未然防止に留意すること。
- (4) 売払物件以外は損傷しないこと、もし違反したとき富谷市の算定による損害賠償を要求されても異議のないこと。
- (5) 物件の搬出が全て終了したときは、7日以内に買受物件搬出完了届けを提出すること。
- (6) 物件の販売後は売却先発行の伝票などの調書を徴収して、売上結果報告書を提出すること。
- (7) 入林中は火気取扱いに注意すること。入林中のたき火は厳禁とする。

5. 契約代金の支払いについて

富谷市への支払いは、別途発行する納入通知書により、指定期日までに富谷市指定金融機関等に納入すること。なお、引き渡しが複数回になる場合は、全ての引き渡し完了後にまとめて支払うものとする。

指定期日までに納入しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した違約金を徴収されても異議がないこと。

6. その他

この仕様書に定めない事項について、または契約履行にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者とで協議し決定することとする。